令和８年度

第４回一宮市農業委員会総会

議　事　録

と　き：令和８年７月１７日（金）

ところ：一宮市役所本庁舎１４０１会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会　第４回総会　議事録

令和８年７月１７日（金）開催

＜議事日程＞
日程第１　議事録署名者の選出について
日程第２　提出議案
　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請許可決定について
　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請意見決定について
　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請意見決定について
　議案第４号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について
日程第３　報告事項
　報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出受理報告について
　報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出受理報告について
　報告第３号　許可取消し（４条）報告について
　報告第４号　認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告について
　報告第５号　現況証明報告について
　報告第６号　一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について
日程第４
　同意議案　　農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について

＜出席委員＞
（農業委員：１６名）

１番　酒井　敏夫	２番　岩田　良彦
３番　奥　智子	４番　熊澤　宣明
５番　（欠席）	６番　林　泰江
７番　（欠席）	８番　佐野　正実
９番　岩田　健司	１０番　酒井　正明
１１番　小島　かな子	１２番　内藤　秀基
１３番　（欠席）	１４番　佐々　均
１５番　浅野　冨士男	１６番　星野　幸代
１７番　成瀬　宏満	１８番　杉本　ひろ子
１９番　江嵜　正雄	

（農地利用最適化推進委員：１６名）

１番	木村　光男	２番	伊藤　末雄
３番	伊藤　則夫	４番	後藤　一敏
５番	重松　健三	６番	柴山　守男
７番	木全　博	８番	浅井　孝義
９番	安田　正雄	１０番	立山　克生
１１番	青山　豊	１２番	後藤　充治
１３番	（欠席）	１４番	森　　義光
１５番	市川　隆久	１６番	大宮　憲治
１７番	川井　達朗		

＜欠席委員＞

（農業委員：３名）

５番	坂井　利弘	７番	近藤　篤誼
１３番	青山　真由美		

（農地利用最適化推進委員：１名）

１３番　梶田　政弘

＜事務局＞

事務局長	古田　雅巳	専任課長	角田　篤彦
	加藤　勝明		

開　会（午後２時００分）

【古田事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和８年度第４回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【古田事務局長】
　この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第５条の２の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開　会（午後２時０５分）

【熊澤議長】
　それでは、ただいまから、第４回総会を開催いたします。本日の出席委員は、１９名中１６名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。
　はじめに、日程第１「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議　　場　　［異議なしの声］

【熊澤議長】
　異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。１４番　佐々均委員さん、１６番　星野　幸代委員さんのご両名にお願いいたします。
　続きまして、日程第２「提出議案」を議題とします。
　はじめに、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【角田専任課長】
　それでは、提出議案の１ページをご覧ください。
　議案第１号についてご説明申し上げます。
　申請内容は、所有権移転１０件です。
　詳細は、２ページから３ページをご覧ください。
　２ページの３６番につきましては、親族間による持分の所有権を移転されるものです。３７番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。３８番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。３９番から３ページの４１番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。４２番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。４３番から４４番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるもので

す。４５番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。
　以上、農地法第３条許可１０件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】
　ただいま、事務局より説明がありました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

　議　　場　　［質疑なし］

【熊澤議長】
　別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

　議　　場　　［挙手］

【熊澤議長】
　挙手全員と認めます。よって、議案第１号については、原案どおり可決・決定することといたします。
　次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【角田専任課長】
　提出議案の４ページをご覧ください。
　議案第２号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第４条の規定による許可申請です。
　申請内容は、自作地転用１件です。
　詳細は、５ページをご覧ください。
　４番につきましては、作業場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。
　以上、農地法第４条許可１件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】
ただいま、事務局より説明がありました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議　　場　　［質疑なし］

【熊澤議長】
別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議　　場　　［挙手］

【熊澤議長】
挙手全員と認めます。よって、議案第２号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。
次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。まず、議案第３号８３番につきましては、奥　智子委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会　総会会議規則　第１５条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますので宜しくお願いします。

＜奥　智子委員　退席＞

事務局、議案第３号８３番を説明願います。

【角田専任課長】
それでは、議案第３号８３番についてご説明申し上げます。
提出議案の８ページをご覧ください。本案は、農地法第５条の規定による許可申請です。
申請内容は、所有権移転１件です。
８３番につきましては、分家住宅として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。
以上、農地法第５条許可１件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】
ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議　　場　　［質疑なし］

【熊澤議長】
別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議　　場　　［挙手］

【熊澤議長】
挙手全員と認めます。よって、議案第３号８３番については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

＜奥　智子委員　自席に戻る＞

引き続き、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【角田専任課長】
それでは、提出議案の６ページをご覧ください。
引き続き、議案第３号についてご説明申し上げます。本案は、農地法第５条の規定による許可申請です。
申請内容は、先ほどご審議いただきました８３番を除いて所有権移転１７件、使用貸借権設定４件です。
詳細は、７ページから１１ページとなります。
７ページの７６番から８ページの８５番につきましては、分家住宅、９ページの８６番から８８番につきましては、自己用住宅、８９番につきましては、工場（自動車整備工場）を建築するものです。
以上、１４件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。
つづきまして、９０番から１０ページの９２番につきましては、駐車場、９３番につきましては、駐車場兼資材置場、９４番につきましては、車両置場、９５番から１１ページの９６番から９７番につきましては、太陽光発電設備として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件

右端の備考欄下段のとおりです。８９番、９０番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。
　以上、農地法第５条許可２１件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】
　ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議　　場　　［質疑なし］

【熊澤議長】
　別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議　　場　　［挙手］

【熊澤議長】
　挙手全員と認めます。よって、議案第３号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。
　次に、議案第４号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【角田専任課長】
　提出議案の１２ページをご覧ください。
　議案第４号について、ご説明申し上げます。本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。
　今月の申請は、１件です。
　詳細は、１３ページをご覧ください。
　４番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。
　以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願１件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】
　ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はござい

ませんか。

議　　場　　［質疑なし］

【熊澤議長】
　別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議　　場　　［挙手］

【熊澤議長】
　挙手全員と認めます。よって、議案第４号については、原案どおり可決・決定することといたします。
　次に、日程第３「報告事項」を議題とします。
・報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出受理報告について」
・報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出受理報告について」
・報告第３号「許可取消し報告について」
・報告第４号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告について」
・報告第５号「現況証明報告について」
・報告第６号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【角田専任課長】
　それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。
　報告第１号から報告第６号まで一括してご報告申し上げます。
　表紙をめくりまして、１ページをご覧ください。報告第１号は、農地法第４条第１項第７号の規定による届出です。今月の報告は、２ページの５件です。３ページをご覧ください。報告第２号は、農地法第５条第１項第６号の規定による届出です。今月の報告は、４ページから８ページの所有権移転１９件、賃借権設定３件、使用貸借権設定３件です。９ページをご覧ください。報告第３号は、許可取消し（４条）報告についてです。今月の報告は、１０ページの１件です。１１ページをご覧ください。報告第４号について、ご説明申し上げます。本案は、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告についてです。今月の報告は、１２ページから１３ページの７件です。１４ページをご覧ください。報告第５号について、ご説明申し上げます。本案は、現

況証明報告についてです。今月の報告は、１５ページの４件です。１６ページをご覧ください。報告第６号について、ご説明申し上げます。本案は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、１７ページの１件です。

以上、報告第１号から報告第６号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第１号から報告第６号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議　　場　　［質疑なし］

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第１号から報告第６号までご承認いただいたものといたします。

次に、日程第４同意議案「農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について」を議題とします。事務局、説明願います。

【古田事務局長】

同意議案について、ご説明いたします。

このたび、農地利用最適化推進委員の伊藤則夫さんと川井達朗さんのお二方より、この７月２０日から、あらたに一宮市農業委員会委員に就任されることになったため、農業委員会等に関する法律第１８条５項の規定（推進委員は、委員と兼ねることができない）を踏まえ、推進委員を辞任する旨の届の提出がありました。これを受け、農業委員会等に関する法律第２３条の規定（推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる）に基づき、お二方の辞任について、農業委員会の同意を求めるものです。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。日程第４同意議案について、異議はございませんか。

議　　場　　［異議なし］

【熊澤議長】
　本案に意義のない方は挙手をお願いします。

議　　場　　［挙手］

【熊澤議長】
挙手全員と認めます。よって、日程第４同意議案については、同意することといたします。
　それでは、以上をもちまして、第４回総会を閉会いたします。
　本日、皆様に配布しております、議案書につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いします。
　委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉　会（午後３時００分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議　長　　熊澤　宣明

署名者　　佐々　均

署名者　　星野　幸代